

## 1 変更の契機と経過

松本農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」）に基づき優良農地として確保する必要のある土地を農用地区域に指定してあります。

この区域内の土地を農地以外に転用する場合は、農用地利用計画を変更することが必要となります。

松本市では、経済事情の変動その他情勢の推移による個別事情により農地以外に転用する必要が生じ、農用地利用計画の変更を希望される場合、その変更のための申出受付を通常年2回（春・秋）実施しております。

今回の変更は、令和6年度第2回（秋）の農用地区域除外申出受付分で、内容について市内各地区農業振興地域整備促進等協議会での地元協議、現地調査、関係法令等に関する審査・調整、農業委員会での意見聴取、松本市農業振興地域整備促進等協議会での協議を経て農用地区域からの除外がやむを得ないと認められる案件について計画変更をするものです。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ・ 申出受付                 | 令和6年11月1日から11月15日  |
| ・ 地区農振協議会              | 令和6年11月29日から12月23日 |
| ・ 市農業委員会の意見聴取          | 令和6年12月27日         |
| ・ 市農振協議会               | 令和7年1月31日          |
| ・ 農振計画案の県との事前協議        | 令和7年3月31日          |
| ・ 農振計画案の県からの事前協議回答(同意) | 令和7年4月30日          |

## 2 計画の変更内容と理由

各案件についての変更内容、除外の理由は別紙のとおりで、各案件が「法に規定する除外変更の6要件」を満たしており、その他関係法令についても必要条件を満たす見込みがあると考えられるため変更するものです。

「法に規定する除外変更の6要件」は下記のとおりです。

- ① 転用・開発の計画が必要かつ適当なもので、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。（農振法第13条第2項第1号）
- ② 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。（農振法第13条第2項第2号）
- ③ 農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。（農振法第13条第2項第3号）
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。（農振法第13条第2項第4号）
- ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと。（農振法第13条第2項第5号）
- ⑥ 土地改良事業等の実施中でないこと、又は当該事業の完了年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること。（農振法第13条第2項第6号）  
ただし、土地開発事業完了8年未経過の申請については、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）を策定したこと。（農振法施行規則第4条の5第1項第27号）

(参考)

農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

第13条第1項および同条第2項第一号から第六号

### 第13条

都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

- 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。
  - 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。
  - 二 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
  - 三 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
  - 四 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
  - 五 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
  - 六 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。